

議第85号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項第2号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4(2)ウ中「20」を「15」に改め、同表の4(2)エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表第2項第3号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。